

官民協議会の運営方法等（案）について

官民協議会の組織イメージ（案）

構成員等

- ・ 関係行政機関、取引DPF提供者の事業者団体、国民生活センター、地方公共団体、消費者団体、学識経験者その他の官民協議会が必要と認める者。

※出席者については、関係行政機関等：課長級、事業者団体・消費者団体：役員レベルを想定。
なお、内容に応じて実務者レベルが出席することも可。

- ・ 議事進行を行う議長を置く。

開催頻度等

- ・ **年2回程度の開催を基本**としつつ、個別事案対応、構成員に所属していない取引DPF提供者への周知・広報手法の検討等の実務的な課題について必要に応じ随時開催（※）

※必要に応じて一部の構成員で意見交換等を行う。

- ・ 議事は**原則公開**（必要に応じて非公開（資料及び議事要旨をHPに掲載））

官民協議会の議題のイメージ（案）

○年2回程度、以下のような議題で開催することを想定。

1 構成員による取組状況の共有等

- ①取引DPF提供者の取組状況（第3条に基づく措置等）の共有
- ②利用停止等の要請その他関連情報の共有
- ③開示請求の事案・課題等の共有
- ④①～③その他の法の施行状況の取りまとめ・共有
- ⑤構成員に所属していない取引DPF提供者、消費者等への周知・広報手法の検討

2 取引DPFを取りまく事業環境の動向等の共有

- ①取引DPFを取りまく事業環境の動向、海外の制度・事例等の共有
- ②その他デジタル化の進展を踏まえた消費者取引の動向・課題等の共有

○上記のほか、個別事案（悪質業者の手口の情報、商品の特性上速やかな対応が必要な事案等）の共有、対処の検討、構成員に所属していない取引DPF提供者、消費者等への周知・広報手法の検討等の実務的な課題を議題として、必要に応じて随時一部の構成員で非公開で意見交換等を行うことを想定。

今後のスケジュール（案）

毎年度2回程度の開催を予定（年度初めに各年度の施行状況の取りまとめ・公表、年度半ばに中間的な状況の情報共有を予定（原則公開））。そのほか、実務的な課題を議題として、随時意見交換等を行う。

（参考）

令和4年6月2日 第1回会合

令和4年10月頃 第2回会合

（取引DPFを取りまく事業環境の動向、施行状況についての中間的な状況の情報共有等）

令和5年5月頃 第3回会合

（令和4年度の施行状況の取りまとめ・公表等）